

第6期 定時株主総会招集ご通知

■開催日時

2022年3月29日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分）

■開催場所

東京都港区六本木3丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンス
センターRoom C・D

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、
同封の「議決権行使書用紙」の郵送による
議決権の行使をご選択いただき、株主総会
当日のご来場をお控えいただきますようお願い
申し上げます。

■目次

第6期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
第1号議案 定款一部変更の件	2
第2号議案 取締役1名選任の件	4
第3号議案 監査役1名選任の件	5
事業報告	6
計算書類	21
監査報告書	23
株主総会会場ご案内図	裏表紙

∞ Project Company

株式会社プロジェクトカンパニー

証券コード9246
2022年3月14日

株 主 各 位

東京都港区六本木1丁目6番1号
株式会社プロジェクトカンパニー
代 表 取 締 役 土 井 悠 之 介

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木3丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom C・D
3. 目的事項
報告事項 第6期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://projectcompany.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://projectcompany.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第14条 [条文省略] (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第1条～第14条 [現行どおり] [削除]

<p>[新設]</p> <p>第16条～第43条 [条文省略]</p> <p>[新設]</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第43条 [現行どおり]</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
---	--

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役山中卓は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、補欠として選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<small>やなぎさわ かずまさ</small> 柳沢 和正 (1983年3月25日)	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク 入社 2010年3月 モルガン・スタンレー証券株式会社 (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 2011年4月 合同会社ロゴス・パートナーズ設立 代表社員 (現任) 2013年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク 再入社 2019年1月 同社 パートナー 2021年4月 同社 退社 (重要な兼職の状況) 合同会社ロゴス・パートナーズ 代表社員 株式会社プロレド・パートナーズ 社外取締役	—

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

柳沢和正氏を社外取締役候補者とした理由は、経営コンサルタントとしての豊富な経験とコンサルティング事業に関する幅広い知見を有しており、今後当社が成長していくにあたり、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことが期待できるものと考えたためであります。

- (注) 1. 柳沢和正氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 柳沢和正氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 柳沢和正氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 柳沢和正氏が取締役に選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。当該契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、その保険料の全額を当社が負担しております。柳沢和正氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役清水光貴氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、補欠として選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ゆうき あいこ 結城 愛子 (1989年9月22日)	2012年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ入社 2017年2月 同社主任 2022年2月 同社課長代理、同社退社	—

[社外監査役候補者とした理由]

結城愛子氏を社外監査役候補者とした理由は、国内大手システムインテグレーターである株式会社エヌ・ティ・ティ・データにおける業務経験によりIT・デジタル領域に知見を有しており、当社の属する業界の外部環境を理解しつつ、当社監査体制の一層の強化を図るための社外監査役としての職務遂行が十分期待できる人物であると考えたためであります。

- (注) 1. 結城愛子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 結城愛子氏は、常勤社外監査役候補者であります。同氏は、上記「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおり、過去10年間において当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありました。
3. 結城愛子氏が社外監査役に選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により補填することとしています。当該契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、その保険料の全額を当社が負担しています。結城愛子氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(添付書類)

事業報告

2021年1月1日から
2021年12月31日まで

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国の経済情勢は、全国的なワクチン接種の促進や政府による段階的な経済活動の再開などにより持ち直しの傾向にあるものの、変異株による世界的な感染再拡大などもあり新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国内外における経済の見通しは依然として不透明な状況が続いております。このような状況下、日本企業は激しく変化する市場環境の中で生き残りを図るべく、イノベーションの創出や生産性の向上、それらを実現するテクノロジーの活用など、経営戦略の見直しを迫られております。

そうした中、当社が事業展開するデジタルトランスフォーメーション（DX）市場におきましては、新型コロナウイルス感染症流行後のニューノーマル定着や政府によるDX支援も追い風となり、市場規模が順調に拡大しております。特に大手企業を中心に、既存のビジネスモデルを大きく変革するための新たな潮流として、DXに強い関心が寄せられております。こうした経営環境の中、当社は様々な業界の主要企業に対し、DX戦略立案から新規事業開発・既存事業変革支援、そしてデジタルマーケティングやUI/UXの改善まで一連のDX支援サービスを一通貫で提供できる強みを持って、ソリューション横断でのDX案件を多数受注し、クライアントの事業推進を支援してまいりました。

この結果、当事業年度における売上高は2,139,581千円（前年同期比1,034,657千円増）、営業利益は510,627千円（前年同期比334,569千円増）、経常利益は502,223千円（前年同期比331,817千円増）、当期純利益は359,744千円（前年同期比245,745千円増）となりました。

なお、当社はデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は33,248千円となりました。その主な内容は、増床に伴う工事・什器購入、社有車購入及び人員増加に伴う業務用パソコンの取得であります。

(3) 資金調達の状況

2021年9月29日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントに関連した第三者割当増資により、総額1,227百万円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況

区分	期別	第3期	第4期	第5期	第6期
		(2018年12月期)	(2019年12月期)	(2020年12月期)	(2021年12月期) 【当事業年度】
売上高 (千円)		391,446	664,066	1,104,923	2,139,581
経常利益 (千円)		24,374	31,380	170,405	502,223
当期純利益 (千円)		16,224	19,645	113,998	359,744
1株当たり当期純利益 (円)		38.07	4.35	23.96	69.58
総資産 (千円)		380,343	555,776	1,061,676	2,784,591
純資産 (千円)		135,619	203,865	479,114	2,088,220
1株当たり純資産 (円)		304.63	44.19	94.99	370.44

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は、2021年6月2日付で株式1株につき10株の分割を行っております。第4期の期首に分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

① 優秀な人材の採用と育成

デジタルトランスフォーメーション事業を推進するにあたって、顧客をリードできる優秀な人材の獲得が重要な要素かつボトルネックとなりやすいため、常に当社の課題であると認識しております。

② サービス強化のための事業開発

当社の既存の強みは一气通貫でのDX化支援サービスだと認識しており、今後も一層の強化を図るべく事業開発を進めていく必要があると考えます。具体的には、これまで効率性の観点から外注していた領域の内製化や、今後生まれる新たなテクノロジーを企業に導入する支援体制の構築等を想定しております。

③ 共同参画パートナーのネットワーク拡充

当社は、すべての案件について社内人材だけで対応するのではなく、状況に応じてコンサルティングファーム出身者や新規事業立ち上げ経験者など幅広い層のパートナーに案件へ共同参画いただいております。今後、共同参画パートナーのネットワークの一層の拡充に取り組むことで、案件受注状況に応じて機動的に人材を投入できる組織体制を構築してまいります。

④ 社内ノウハウの形式知化

当社は、創業以来クライアントである日本企業のDX実現を支援してきたことで、プロジェクトマネジメントなどの豊富なノウハウを蓄積してきたと認識しております。これらのノウハウを形式知化して社内に浸透させることで、社内の人材レベルの平準化、及びサービス品質の向上を実現することを目指します。

⑤ 内部管理体制の強化

当社は創業以来、継続的かつ急速な成長を遂げてまいりました。企業成長に必要な内部管理体制を整備していると考えておりますが、今後さらなる拡大のためにも、継続的な内部管理体制の強化、内部統制やコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

区分	事業内容
デジタルトランス フォーメーション事業	デジタルを活用した新規事業開発、既存事業におけるデジタルを活用した業務及び事業の効率化、デジタルマーケティング及びその体制の整備、デジタル系新規事業におけるUI/UXの改善等

(8) 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

本社	東京都港区六本木1丁目6番1号
----	-----------------

(9) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64名	+24名	27.3歳	1.5年

(注) 使用人数は正社員数であります。

(10) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社島根銀行	100,000千円
株式会社みずほ銀行	92,976千円
株式会社りそな銀行	77,460千円

(注) 株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行には、私募債による借入額が含まれております。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

20,000,000株

(2) 発行済株式の総数

5,637,150株（自己株式32株を含む）

(3) 当事業年度末の株主数

2,137名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
土井 悠之介	1,704,000	30.23
伊藤 翔太	1,704,000	30.23
SBIホールディングス株式会社	235,000	4.17
SBI Ventures Two株式会社	120,000	2.13
新宅 央	116,700	2.07
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	108,000	1.92
山田 裕一	99,500	1.77
野村證券株式会社	93,000	1.65
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	76,500	1.36
古瀬 豪	72,000	1.28

(注) 持株比率は自己株式（32株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(2021年12月31日現在)

名称		第1回新株予約権	第2回新株予約権
新株予約権の数		10,200個	4,000個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式 102,000株	普通株式 40,000株
新株予約権の払込金額		払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使価額		1個につき2,500円 (1株につき250円)	1個につき3,000円 (1株につき300円)
新株予約権の行使期間		2020年11月22日から 2028年11月21日まで	2021年12月17日から 2029年12月16日まで
新株予約権の行使条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役(社外 取締役を除く)	新株予約権の数 10,200個 目的となる株式数 102,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 4,000個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

- ①本新株予約権者に、「当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員のいずれでもなくなった場合」等の「会社が新株予約権を取得することができる事由」が発生していないこと
- ②当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場の日が経過するまで行使することはできない
- ③各本新株予約権の一部は行使できない
- ④その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる

2. 取締役に付与している新株予約権は、すべて取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
土井 悠之介	代表取締役社長	—
伊藤 翔太	取締役会長	株式会社X Capital 社外取締役
新宅 央	専務取締役	—
藤嶋 祐作	取締役	—
松村 諒	取締役	—
山中 卓	取締役（社外）	i-nest capital株式会社 代表取締役
松本 勇氣	取締役（社外）	株式会社LayerX 代表取締役CTO
清水 光貴	常勤監査役（社外）	公認会計士
桃崎 有治	監査役（社外）	桃崎有治公認会計士事務所 代表 高島株式会社 社外取締役（監査等委員）
川添 丈	監査役（社外）	表参道総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 2021年3月30日開催の定時株主総会において、松本勇氣氏が取締役に新たに選任され、2021年4月1日をもって就任いたしました。
2. 2021年5月28日開催の臨時株主総会において、松村諒氏が取締役に新たに選任され、2021年6月1日をもって就任いたしました。
3. 監査役清水光貴氏及び桃崎有治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役川添丈氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役山中卓氏、松本勇氣氏、監査役清水光貴氏、桃崎有治氏及び川添丈氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 新宅央氏及び藤嶋祐作氏は、当社の執行役員制度の導入に伴い2021年12月31日付で取締役を辞任し、2022年1月1日より常務執行役員へ就任いたしました。なお、当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在籍していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為などに起因する損害賠償請求等は、補填の対象外とされており、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	109,000千円 (4,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	13,000千円 (13,000千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年3月30日開催の定時株主総会において、月額15,000千円以内（うち社外取締役分は1,500千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年12月17日開催の臨時株主総会において、月額1,500千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

③ 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会から授権された代表取締役が適正な報酬額を決定しております。

- ・委任を受けた者の氏名・地位及び担当

代表取締役社長 土井 悠之介

- ・委任された権限の内容・理由等

委任された権限の内容は、取締役の報酬等の額の決定であり、委任した理由は、各取締役の適切な評価を行うには代表取締役社長が適任であると判断したためです。

また、当事業年度の監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能し、当該取締役の意欲をより高め、かつ役位・職責・在任年数に応じ、各人の業績貢献度や経営状況も総合的に勘案したうえで、適切で公正なバランスの取れたものとするを基本方針としております。個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役がその具体的内容の決定について委任を受けるものといたします。なお、現在、当社の役員報酬は月例の固定報酬のみとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	山中 卓	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、経営者及び多数のベンチャー企業の評価を行ってきた投資家としての知識と経験に基づき、議案・審議等に必要となる助言・提言を行っております。これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外取締役	松本 勇氣	就任後、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、デジタル技術の専門家としての知識と経験に基づき、議案・審議等に必要となる助言・提言を行っております。これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外監査役	清水 光貴	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回のすべてに出席し、会計の専門家としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	桃崎 有治	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回のすべてに出席し、会計の専門家としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	川添 丈	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回のすべてに出席し、企業法務の専門家としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査日数、監査人員及び会社規模・業務特性等を総合的に勘案した上で、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかにつき必要な検証を行った結果、それらの妥当性が確認できたためであります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目等に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初の株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するため、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。その内容は、下記のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①役職員が法令・諸規則を順守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践する体制を確保するため、コンプライアンス規程を整備する。
- ②会社における業務活動及び諸制度の運用状況について評価・検討することで、法令等の順守の徹底を図るため、内部監査規程を整備し、定期的な内部監査を実施する。
- ③法令違反行為、社内規程違反行為及びコンプライアンス違反行為に関する通報及び相談を適切に処理するため、内部通報制度を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①重要な会議体議事録、法定帳簿、決算関連書類その他重要文書は、法令及び社内規程等に基づき、適切に記録、保管、管理等を行う。
- ②取締役及び監査役が常時これらの文書等を閲覧できる体制を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理に関する基本的事項を定め、適正な業務運営を行うため、リスク管理規程を整備する。
- ②全社的なリスク管理を推進するため、リスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出し及び評価、リスク管理の実施状況の把握その他リスク管理に関して必要な業務を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な業務執行を行う。
 - ②株主総会及び取締役会の決定した業務執行に関する事項の具体的運営に関する事項その他経営に関する重要事項について審議し、その運営を円滑に行うため、経営会議を設置する。
 - ③効率的な職務の執行を確保するため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を整備し、各職位の権限及び責任の明確化を行う。
5. 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ①監査役の有求がある場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
 - ②監査役より監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、その指示に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。
 - ③監査役は、補助使用人の人事等について、必要に応じて意見を述べるができる。
6. 監査役への報告体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ①役職員は、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づく通報状況等を定期的かつ随時に監査役に報告する。
 - ②監査役は、必要に応じて、役職員に対して事業の報告を求めることができる。
 - ③役職員は、会社の業務において法令違反行為が行われ、又はその疑いがある場合で、コンプライアンス規程に基づく等の是正処置がとられていないことを知ったときは、当該行為を監査役に報告することができる。
 - ④前号の報告を行った役職員は内部通報規程によって保護されるものとし、当該報告を理由として不利益な取扱いは受けないものとする。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
- ②監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、監査役監査規程に定めるところにより、当該費用を会社に請求することができる。
- ③監査役は、その役割・責務に対する理解を深め、必要な知識の習得や更新のために、監査役協会等が主催する研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求することができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、必要と認めたときは意見を述べることができる。
- ②監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針等について説明を受けるとともに、会社が対処すべきリスクや課題等について意見を交換する。

9. 反社会的勢力対応に関する基本方針

- ①反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図る。
- ②反社会的勢力に対しては、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と緊密に連携して対応を行う。
- ③反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ④反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ⑤反社会的勢力に対する裏取引及び資金提供は絶対に行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記基本方針の主な運用状況は下記のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する事項

社内及び社外に内部通報窓口を設置し、役職員に周知しております。また、コンプライアンス規程及びコンプライアンス要領を定めて役職員に周知するとともに、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、全社的なコンプライアンス意識の向上を図っております。

2. リスク管理に関する事項

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を四半期に1回以上開催し、リスク管理に対する方針の決定やリスクの洗い出し及び評価、リスク管理の実施状況の把握など、全社的なリスク管理を推進しております。

3. 内部監査に関する事項

代表取締役が指名する内部監査担当者が各部署の内部監査を実施し、必要に応じて改善のための指導・助言等を行うとともに、監査結果を代表取締役及び監査役に報告しております。また、指摘事項が発生した部署に対しては適時フォローアップ監査を行い、改善状況を代表取締役に報告しております。

4. 取締役・使用人の職務執行に関する事項

取締役会を定期的で開催し、機動的な業務執行を行っております。また、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づいた業務運営を行うことで、職務執行の効率性を確保しております。

5. 監査役の職務執行に関する事項

監査役は、取締役会やリスク管理委員会等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び使用人から業務執行の報告を受けております。また、監査役会は、代表取締役、社外取締役及び監査法人と定期的に会合をもち、会社が対処すべきリスクや課題等について意見交換を行っております。

6. 反社会的勢力への対応に関する事項

反社会的勢力による被害の発生を防止し、業務の適正を確保するため、反社会的勢力に対する基本方針を定めて社内外に公表しております。また、不当要求防止責任者の選任や暴力団追放運動推進都民センターへの加入を通じて、外部専門機関との緊密な連携を保っております。

〔備考〕 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,596,160	流動負債	484,736
現金及び預金	2,248,047	買掛金	117,006
売掛金	324,192	1年内償還予定の社債	52,400
貯蔵品	746	1年内返済予定の長期借入金	13,500
その他	23,174	未払法人税等	136,950
固定資産	176,116	その他	164,879
有形固定資産	50,636	固定負債	211,635
建物	12,637	社債	69,000
車両運搬具	5,044	長期借入金	138,851
工具、器具及び備品	27,352	リース債務	3,784
リース資産	5,602	負債合計	696,371
無形固定資産	9,747	(純資産の部)	
のれん	7,508	株主資本	2,088,220
その他	2,239	資本金	945,522
投資その他の資産	115,732	資本剰余金	615,460
投資有価証券	19,137	資本準備金	611,084
繰延税金資産	13,135	その他資本剰余金	4,376
敷金	83,140	利益剰余金	527,408
その他	318	その他利益剰余金	527,408
繰延資産	12,314	繰越利益剰余金	527,408
株式交付費	9,293	自己株式	△171
社債発行費	3,021	純資産合計	2,088,220
資産合計	2,784,591	負債純資産合計	2,784,591

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,139,581
売上原価		1,131,248
売上総利益		1,008,333
販売費及び一般管理費		497,705
営業利益		510,627
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	1	8
営業外費用		
支払利息	2,315	
社債利息	340	
株式交付費償却	1,491	
社債発行費償却	1,426	
支払保証料	1,280	
その他	1,559	8,412
経常利益		502,223
税引前当期純利益		502,223
法人税、住民税及び事業税	149,745	
法人税等調整額	△7,266	142,479
当期純利益		359,744

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社プロジェクトカンパニー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 兼 宏 章 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 潤 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロジェクトカンパニーの2021年1月1日から2021年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、太陽有限責任監査法人を会計監査人として選任した2021年5月28日以前から同監査法人に対し金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査に準じる監査を委託しております。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関して2019年11月18日の取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

株式会社プロジェクトカンパニー 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 清 水 光 貴 ㊟

社外監査役 桃 崎 有 治 ㊟

社外監査役 川 添 丈 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区六本木3丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom C・D
TEL 03-5545-1722



交通

南北線「六本木一丁目駅」西改札と直結

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。